

平成 20 年 12 月 5 日

各 位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
(コード番号 8309 東証第一部)

優先出資証券発行に係わる条件決定について

当社が平成 20 年 11 月 28 日にお知らせしました円建配当金非累積型永久優先出資証券の発行について、本日、その条件が下記のとおり決定されましたので、お知らせいたします。

記

発 行 体	CMTH Preferred Capital 7 (Cayman) Limited (ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に設立した、当社が議決権を 100% 所有する海外特別目的会社)	
証 券 の 種 類	Series A 円建配当金非累積型永久優先出資証券 (当社普通株式への交換権は付与されません)	Series B 円建配当金非累積型永久優先出資証券 (当社普通株式への交換権は付与されません)
発 行 総 額	100 億円	310 億円
配 当 率	年 5.09% (平成 31 年 7 月まで固定) 平成 31 年 7 月以降は変動 (ステップ・アップあり)	年 5.59% (平成 31 年 7 月まで固定) 平成 31 年 7 月以降は変動 (ステップ・アップなし)
発 行 価 額	1 証券あたり 1 億円	
払 込 予 定 日	平成 20 年 12 月 16 日	
資 金 使 途	当社の銀行子会社である中央三井信託銀行株式会社の資本増強に充当する予定	
優 先 順 位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当社の劣後債権者・一般債権者に劣後し、普通株式に優先し、実質的に優先株式と同順位	
発 行 形 態	国内私募(大和証券エスエムピーシー株式会社、野村證券株式会社及び新光証券株式会社が、本優先出資証券を発行価額で全額買取引受し、適格機関投資家等に対して投資勧誘を行います)	

以 上

ご注意：この文書は、優先出資証券の条件決定に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。この文書は、米国における証券の募集・販売を構成するものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、または登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。